

平成30年12月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	平成30年12月6日(木)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成30年12月6日(木) 午前 8時58分
閉 会 日 時	平成30年12月6日(木) 午後 3時44分
委 員 長	坂 本 国 広
委員会出席委員	
委 員 長	坂 本 国 広
副 委 員 長	加 藤 英 樹
委 員	阿 部 慎 也      秋 谷      修      頓 所 澄 江 橋 本      稔
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 1 9 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 2 0 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 2 1 号	鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 2 2 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 1 2 3 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 1 2 5 号	平成 3 0 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 1 2 7 号	平成 3 0 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 1 2 9 号	平成 3 0 年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決

委員会執行部出席者

（都市整備部）

都市整備部長	田 島 史
都市整備部副部長	大 塚 泰 史
都市整備部副部長	高 橋 英 樹
都市計画課長	島 村 信 行
都市計画課副参事	堀 岳 夫
建築課長	関 口 敬 一
建築課副参事	大 島 和 之
都市整備部参事兼市街地整備課長	清 水 千 之
市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長	中 越 好 康

(建設部)

建設部長	加藤 薫
建設部副部長	村田 弘一
建設部副部長	清水 洋
道路課長	原口 正
道路課副参事	武田 昌行
道路課副参事	大堀 勝彦
工事課長	中根 治人
工事課副参事	五十嵐 剛
下水道課長	矢部 正樹
建設部参事兼水道課長	三村 正
水道課副参事	原口 均
吹上支所長	吉田 憲司
川里支所長	春山 一雄

書記 小野田 直人

書記 中島 達也

(開会 午前8時58分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。阿部慎也委員と頓所澄江委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第121号 鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例、議案第122号 市道の路線の廃止について、議案第123号 市道の路線の認定について、議案第125号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分、議案第127号 平成30年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第129号 平成30年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第2号)の議案8件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第122号及び第123号を一括して議題とし、執行部から説明をします。なお、北新宿第二土地区画整理事業地内の廃止路線及び認定路線は合計で47路線あることから、個々の説明を省略し、廃止路線及び認定路線、それぞれの全路線の最小幅員と最大幅員及び路線の全体延長のみの説明を求めたいと思います。その後休憩して現地視察を行います。なお、北新宿第二土地区画整理事業地内の現地視察においても主要な路線の視察にとどめたいと思います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。そのほかの議案については、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第122号及び123号について一括して執行部の説明を求めます。

(道路課長) おはようございます。議案第122号及び議案第123号は市道の廃止及び認定について議決を求めるものです。関連がありますので、一括してご説明いたします。

内容につきましては廃止16路線、認定31路線です。初めに、議案第122号、市道の路線の廃止16路線についてご説明いたします。議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもあわせてごらんいただきたいと思っております。

初めに、図面ナンバー1をごらんいただきたいと思っております。市道吹177号線から市道吹2057号線の16路線でございますが、今回の路線の廃止につきましては路線数が多いことから、個々の説明を省略させていただき、全路線の最小幅員と最大幅員及び廃止路線の全体延長のみの説明をさせていただきます。路線の幅員につきましては、最小幅員1.82メートル、最大幅員6メートルとなります。また、廃止路線の全体延長につきましては3,239.23メートルでございます。今回の路線の廃止につきましては、北新宿第二土地区画整理事業における道路整備の進捗に伴い廃止するものです。以上、16路線の廃止をお願いするものです。

続きまして、議案第123号、市道の路線の認定31路線についてご説明いたします。議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもあわせてごらんいただきたいと思っております。初めに、図面ナンバー2をごらんいただきたいと思っております。市道吹1096号線から市道吹1125号線の30路線でございますが、今回の北新宿第二土地区画整理事業地内の道路認定につきましては路線数が多いことから、廃止路線と同様に個々の説明を省略させていただきます。全路線の最小幅員と最大幅員と認定路線の全体延長のみの説明をさせていただきます。路線の幅員につきましては、最小幅員4メートル、最大幅員15メートルとなります。また、認定路線の全体延長につきましては4,190.85メートルでございます。今回路線の認定につきましては、北新宿第二土地区画整理事業における道路整備の進捗に伴い認定するものです。

続きまして、図面ナンバー3をごらんいただきたいと思っております。市道吹1126号線でございますが、起点を鴻巣市榎戸2丁目247番12地先とし、終

点を鴻巣市同16地先とします。幅員4.5メートル、延長49.43メートルの路線でございます。これは、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。なお、今回認定する1路線につきましては、補修などを要する場合は建築物などがある程度できた時点で補修などを行うことで開発業者との調整は事前に済んでおりますので、ご報告させていただきます。以上、31路線の認定をお願いするものです。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時05分)



(開議 午前10時54分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第122号及び123号について質疑を求めます。質疑はありますか。

(橋本) では、2点ぐらい質問させていただきます。

まず、多分道路認定されないと標識とか、あとミラーとかですか、ああいうのもつけられないというような気がしたのですけれども、今回まだ認定されない道路というのはまずあるのでしょうか。全て認定されたということなのでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) お答えします。

先ほどのまだ認定していない道路があるのかということなのですが、北新宿の事業地内におきましてはまだ認定していないところもございます。今回認定させていただいているところにつきましては、住宅事情の変化により交通量の増加しているところ……失礼しました。事業の進捗に伴い、大型店舗などの商業施設や一般の住宅などの建設による交通量の増加により、地元から交通規制の要望がありまして、こちらにつきまして鴻巣警察署と協議を重ねた結果、道路認定をしないと交通規制ができないところにつきまして道路認定を行うことといたしました。

以上です。

(橋本) では、ほかにこれから地元の方から要望があり次第順次認定をしていくということで考えていけばいいですか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 地元からの要望といえますか、道路の整備が進んだ段階で道路管理者のほうと協議をしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

(橋本) あと1点、これは基準があるのだと思うのですが、区画整理内で道路の幅員が6メートルと5メートルと4メートルとあるのですが、これって何か基準があるのでしょうか。基本的には全部6メートルなのだと思うのですが。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 先ほどの6メートルというのが一般的にございまして、今回4メートルだとか5メートルの道路につきましては道路の見直し、区画整理の見直しの事業を行いまし、できるだけ建物の移転等をなくすという考え方で見直しを行ったものですから、4メートルなどの道路も残ったような形で道路の築造をしている部分がございます。

以上です。

(秋谷) 認定の後の交通規制の中で、例えば北新宿の中に信号機等の設置のお話というのは出そうなものなんでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 信号につきましては、現段階ではまだ警察のほうと協議している中で決まっておられません。ただ、地元の要望だったりとか危険な箇所ということで警察のほうに要望しながら、今後設置のほうを考えていきたいと思っております。

以上です。

(秋谷) この区画整理地内を例えばブロック的に考えて、いつときゾーン30みたいなエリアで今も残っているところがあるのだけれども、そういうような規制をかける予定とかはあります。どうだろう。

(道路課長) 今のゾーン30の関係なのですが、今年度から宮地地区と来年、再来年ということで3年間でゾーン30の整備を進めていくの

ですけれども、この区画整理地内についての計画のほうは今のところはありません。

（阿部）見た限りでは、この道路を今見てきたのだけれども、街路樹とかというのは余り植えていないみたいなのだけれども、街路樹を植えない要因というのがあるのかな。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）街路樹につきましては、北新宿の南北幹線という、ちょうどレクサスとダイハツとの間に通っている道路があるのですけれども、そちらの道路だけ街路樹を植えるというような計画をさせていただいていまして、現在そこに、前年度ですか、街路樹を植えさせていただいたような形になっております。

以上です。

（頓所）今回122号で路線を廃止して、それを道路状況において123号で市道の道路の認定をされたということなのですけれども、今123号の中で全部きれいにしたのですが、その上のこの部分についての認定はなかったでしたか。こっちのほうの。下というか。今のところは、上ですとやりましたけれども、こっちのほうの認定というのはもうされているからしなかったということなのですか。

（調整池の左側の声あり）

（頓所）はい、生涯学習センターの近くとか。

（都市整備部長）土地区画整理事業地内における道路認定なのですけれども、今までの例からしまして、今までの例というのは、きのうも議会答弁したのですけれども、北鴻巣駅の西口や三ツ木というのは規模も10ヘクタールとか15ヘクタールなので、そのエリアで道路がある程度整備した段階で一括認定されました。今回の北新宿につきましては、62ヘクタールの事業用地ということで、先ほど課長から話がありましたように住宅等が張りつき、交通が危ない状態になっているということで今回のエリアを指定して、道路標識がつけられるような状態にしたいという考えです。今のところ、下のほうにつきましてはまだ道路工事等をしていまして、事業の進捗に合わせましてある程度の道路整備が一定規模の街区でできた段階で道路認定をお願いしたいと、そのように考えてお

ります。

ちなみに、広田の区画整理地内にも合併前の平成17年3月に県道の左側、こちらからいって羽生県道に向かって左側、そちらの地域についてはある程度道路ができたということで、まだ一部認定していないところもあるのですけれども、道路認定をしております。右側の部分につきましては、今まだ整備中なので道路認定をしていないという状況ですので、今後そちらにつきましても道路整備がある程度完了といたしますか、という時点で道路認定のお願いをすると、そのような状況になるかと思えます。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第122号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は上谷総合公園ほか12施設となりますが、執行部の説明を求めます。

(都市計画課長) それでは、議案第119号 公の施設の指定管理者の指定

についてご説明いたします。

指定管理を行う公の施設のほうといたしましては、上谷総合公園ほか12カ所ございまして、議案のとおり上谷総合公園から赤見台近隣公園、それから川里中央公園、あかぎ公園、糠田運動場、東町公園、ひばり野中央公園、せせらぎ公園、鴻巣公園、荒川パノラマ公園、富士見公園、石田堤史跡公園、新宿第一公園でございます。内訳といたしましては、鴻巣地域が7公園、吹上地域が4公園、川里地域が2公園でございます。指定管理の団体は、鴻巣市環境緑のグループになってございます。指定期間のほうにつきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までになっております。

前日の市長のほうからの議案の提案の中で、こちらの上谷総合公園ほか12カ所につきましては構成団体の一部の変更がありましたが、引き続き鴻巣市環境緑のグループが指定管理者として指定するものですというふうにご説明がありましたが、概要書の番号の中で11-3でございます特定非営利活動法人フラワーピースさん、こちらのほうが今回新たに加わっておりまして、この変更というのはこちらのフラワーピースさんになってございます。今までは大里樹苗というところが入ってございましたが、そこと交代になりまして、団体とすると3団体の変更はございません。以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(橋本) この環境緑のグループなのですけれども、選定結果についてなのですけれども、合計で環境緑のグループは81.81で、Aというところが80.31、すごく僅差、とても僅差の評価だと思うのですけれども、これ上のほうで管理運営体制が1.5ぐらいの差で、この差が大きくなっているのかなと思うのですけれども、この管理運営体制が環境緑のグループとAの差というのはどういったところがあつたのか、それを伺います。

(都市計画課長) 今回のこちらの募集要項の中で、鴻巣地域に本店という、または営業所があるところがということで申請のほうを受けておりまして、なおかつ代表となるところ、代表となる業者というか団体さん

が鴻巣市内であることということで限定をしております。ですから、構成団体のほうは市外でも結構なのですが、団体のいわゆる代表となるものに関しては鴻巣市内ということ限定をしております、その点で今回市内の本店の配点を高くしております。そのことから大きく言いますとこの点数が変わってございます。なお、指定管理の関係でそれぞれ長所、短所があるのですけれども、そこの上の指定管理の業務に係る経費と収支に計画の取り組みというところで双方点数のプラス・マイナスがあつて相殺されたという形になりましたので、管理運営体制というところで点数が開いております。

以上です。

(橋本) そうすると、団体の代表が鴻巣市内という、その差だけなのですか、ここの部分って。

(都市計画課長) 今回につきましては、グループに本店の代表がある場合についてと、それから……単独である申請の場合については本店が市内にあれば一応5点というふうになっておりまして、グループの場合については代表となる場合については3点、団体のほうの持ち点が3点です。構成団体のほうにつきましては、2点というのを上限に決めております。なおかつ代表が……代表となる法人については、市内の本店は3点、市内の営業所は0.5点、それから代表となる法人以外の場合については、市内の場合には1点、営業所の場合については0.5点、それから市外の場合には零点というふうに点数をつけておりまして、そうしますと今回の環境緑のグループについては4点になります。グループAのほうについては2.5点というふうな計算になりまして、それで点数の差がついてございます。

以上です。

(橋本) このAのほう例えばサービス向上に向けた取り組みはいいし、指定管理業務の経費ですか、これもAのほうが高いのですけれども、ただ管理運営体制、これだけで今までも決めていたものなのではないでしょうか、これは。

(都市計画課長) 今の中で、その表の上のところでございます指定管理

の業務に係る経費ということで、委員さんのお話にあるようなAの業者のほう若干指定管理料はお安くなっておりまして、ただそれに関してサービスの低下も見られる傾向はございませんでした。この分が0.93点Aのほうが高くなってございます。反して、収支の計画の取り組みということで、こちらのところで逆に環境緑のグループのほう0.92点ということで、こちらのほうについては……この差がついた理由といたしましては、Aの業者さんのほう委託料がこの金額だとちょっと厳しいのではないかとということで乖離をしておりました。あと、本店重視というのが、要は何か公園で事故等が起こった場合につきましては、やはり市に基盤がしっかりあって、人員とか機械であるとかマンパワーとか、そういうところを重視したいということで本店の代表者というところをしております。ですので、いい点、悪い点というのがございますが、この指定管理の業務に係る経費の差と収支の取り組みの差というのがほぼ環境緑のグループさんとAのグループさんの長所が重なり合っただけで相殺されたという形になったので、全体的には反映はこの部分で相殺された時点で反映されていないというのが評価の結果でございます。以上です。

（橋本）相殺されているということで、結局最終的には管理運営体制の差が出てきたと思うのですが、本店があるかどうかですか、鴻巣市内にあるかどうか。これって、Aは落札できなかったと思うのですが、Aの方にこういった状況でだめだったのだと、そういうのってお知らせはしているものなのですか。

（都市計画課長）当然お呼びをして、候補者になりませんでしたということでお話をさせてあげておりますが、細かい点数の配分とか、そこまではお話をしておりません。ただ、お配りしています選定基準の中で本支店の形態により点数の差がつきますということが選定基準のほうに入っておりますので、その中で周知されているのかなというふうに解釈しております。

（橋本）すると、5年後またもしAがトライをしたときに、このことをある程度理解をしているということで、次は例えば鴻巣市内に拠点を置

こうとか、そういうことを考えられるような答えを出しているのでしょうか。

(都市計画課長) 今回残念ながらおってしまった、Aの業者さんも拠点というか、営業所は置きますということで、いわゆる申請のほうに一部添付してございますので、やろうという思いは強いかなと思っております。

(橋本) わかりました。最後に、この環境緑のグループ、今まで5年間継続してということなのですからけれども、今まで特に問題とか、そういうことはなかったのでしょうか。

(都市計画課長) 今回お配りいたしましたモニタリング結果報告の中にちょっとございますが、一番上、4の施設の利用促進や市民サービスの向上という取り組みの中で、苦情というわけではなくて、要望も含めて28年で38件、29年で55件ありましたが、全て対応済みということで確認をしてございまして、それから市民の方とかからは特にご指摘等もないというふうなことから、管理はできているものと解釈しております。あと、毎月15日に前月の除草だとか剪定だとか、いわゆる管理状況の報告書を提出していただきまして、担当のほうでモニタリングをしておりますので、その時点でもチェックはできておりますので、その点からしてやられているというふうに解釈をしております。

以上です。

(頓所) それでは、13の公園の指定ということなのですからけれども、前回鴻巣市環境緑のグループの中に大里樹苗さんと高橋建興さんと環境緑のグループの3者でグループをつくって1つの事業をやっていたということなのですが、大里樹苗からフラワーピースにかわった経緯というのはどういったことなののでしょうか。

(都市計画課長) 正確に言いますと、大里樹苗が正式名でございます。当然申請書を出していただいて、申請書も確認させていただいて、あとそれはプレゼンテーションとかでもいろいろお聞きはしております。書類の中にも一応書いてはございますが、過去10年間大里樹苗で事業をしていたと。当然中には設備の、専門ではなくて設備の方、それから植栽

の方ということですのでずっと平成20年からやっております、それが結局ずっと育て上げてきたと。これからは市民協働であるとかボランティアの方を利用させていただきながら公園管理をしていったほうがいいではないかということで、要は作業員さんの熟度も上がってきた中ではそろそろ大里樹苗のほうも脱退をして、市内にあるフラワーピースさんのほうはボランティアであるとか市民協働にたけているというように申請等にも書かれておりました、実際市の事業でもやられているという解釈から引き継がれたものと解釈をしております。

以上です。

(頓所) そうすると、グループになるとそれぞれの仕事の内容が全体で何をやるのかわからないのですけれども、例えば高橋建興さんは主にこんなこと、それからフラワーピースさんはこんなこと、それぞれの主な事業内容も書いてあるのですけれども、具体的に公園でどういうことをやるのですか。お伺いします。

(都市計画課長) フラワーピースさんのほうについては、例えばガーデニング教室であるとか、の講師とか、そういうものとか、あとは公園にある、上谷総合公園とか川里中央公園とか、荒川パノラマ公園というのはその中に花壇等がございまして、花壇の管理等もございしますので、そういうものについてはフラワーピースさんのほうもできるのかな。できるというか、通常の業務でもできるのかなと。ヒアリングの中でもフラワーピースさんって今言った研修とか、あとは花植えとか、そういうもの以外に何かありますかという話の中では、会員さんが120名いらっしゃるということで、いろんな業種とか経験をされていたので、中には違った事業ができますとか、そういう方もいらっしゃるというふうに伺っております。責任者というか、いわゆるグループの中に管理責任者というのを設けておりました、その者がずっと環境緑のグループで管理者が行っていたものが引き続き管理をするということで、仕事の配分とかそういうものについてはその方が割り振りをするというふうに伺っております。

(頓所) そうすると、それぞれの公園を見ているとよく芝生というか、

木の伐採だとか、そういう大きなものが整備かな、なんていうふうに思っていた、公園の全般的なもの。すると、これから、上谷総合公園の入り口には結構花があったりするのですけれども、そのほかの公園についてもこれから花であるとか、そういうものを植栽していくというような形なのですか。どういったところでフラワーピースさんを使っていくとか、考えているのか、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

(都市計画課長) まだ実際候補者ということで細かいところまで詰めていませんし、ヒアリングとかプレゼンのときも要は細かいところまでは当然詰められない中では、今委員さんのおっしゃられた上谷総合公園というのも花壇もございますし、あと荒川パノラマ公園もちょうどウオータークロスという、噴水があるのですけれども、その周辺には花壇がございますして、あとは川里中央公園のほうにも花壇がございます。今でも植栽等で花壇づくりもしておりますので、それも引き継がれていくのかなというふうに思っています。大きい公園で花壇とかある程度ある公園は3つとかだと思えるのですけれども、地元の方が鴻巣公園でも桜の季節は桜だとか、いろいろ季節柄で花とか、そういうのも携わっていると思うので、今後フラワーピースさんが入ることによってもう少し充実できるのかなというふうに期待はしております。

(頓所) 最後確認なのですが、環境緑のグループの中で大里樹苗からフラワーピースに変更したものというのはグループで考えられたということなのですか。

(都市計画課長) あくまでも申請は出されるものなので、市が別に主導して出てくださいますとか、当然そういうものはない中で、いわゆるグループさんの中で決められている構成であります。

(秋谷) まず、新しくというか、今回選定されている指定管理者で、先ほど質問の中で大里樹苗さんからフラワーピースにという話がありましたけれども、例えば具体的な技術者であるとか資格者の要件というのはどういう状況なのでしょう。例えば樹木のお医者さんの樹医さんであるとか、あとは庭園の管理士の方がいらっしゃいますよね。そういった構成的なものというのは把握していますでしょうか。

（都市計画課長）公園運営管理士という資格を取得していますというのは、要は申請書の中で書かれたりはしております。樹医とか樹木医さんといういろいろ呼び名があって、樹医さんのほうがたしかかなりある程度の高い資格だとか、樹木医さんはある程度講座を聞きながら自前で勉強していくとかといういろいろあるようですけれども、今までの管理の中では樹木医さんと樹医さんというのは、今までの環境緑さんではいなかったようでした。外部でお願いするということは、鴻巣公園で結構桜がかなり老木化してきているので、そういうので樹医さん、樹木医さんに見ていただいていたという、そういう経緯はございます。ただ、所属はしていませんでしたが、そのときは。

（秋谷）例えば剪定をする際にそういう樹医さんというか、樹木医さんが資格者としている、いないというのはこの評価の中に入っていないというこの理解でいいのかしら。

（都市計画課長）当然樹木を剪定するに当たっては、1級の植栽の資格を持っている方、2級の植栽を持っている方というのは当然今後も確認していかないといけないと思いますけれども、樹医とか樹木医さんがアドバイザーとしてお願いできればというふうな要望はしていきたいと思うのですけれども、造園士がやっぱりいないとなかなかそれは、1級とか2級は今でも造園士はいらっしゃいますので、その中でもしくは疑問点とか病気が出たということであれば樹木医さんとか率先して今までもやっていただいたので、特にその樹木医さんとか樹医さんのところまでは要件とはちょっとしてはいないです。

（秋谷）モニタリングの結果の報告書のほうでちょっとお伺いしたいのですけれども、平成26年度から平成29年度までの収支状況を見ると、トータルではマイナスになっているわけなのだけれども、平成30年度がどういう状況になるかというのはもうちょっと先にならないとわからないのでしょうかけれども、こっちの30年度の補正で新しい債務負担のほうを見ると、トータルでは指定管理料が若干下がるような計画になっているということは、平成30年度はプラスになるということなのですか。

（都市計画課長）実際のところ、これは毎年5月にいわゆる事業報告と

いうのが出てきまして、そのときに収支の出と、収入といっても実際は指定管理料とちょっとした自主事業しかないのですけれども、あとは支出の場合については実際のところは主に人件費とか業務委託費がというか、材料を買うわけではない、整備するわけではないので、主に人件費と業務委託というのはかなりウエートを占めるので、それほど29年度に比べて30年度が安くなるというのはちょっと考えづらい点もございます。今回指定管理者のほうで提案額を出していただいたときには、100万円程度削減しましたということでお話をいただいております。それについて、100万円はどこから削減したのでしょうかとお話を伺ったところ、やはり人件費から……今まで10年間やってきたノウハウで当然のことながらやみくもに人を入れるというわけではなくて、調整をしながらできるようなノウハウを培ってきたので、それをもとにある程度経費の削減をしますということで努力はしますということをお伺いしておりますので、それが30年にもあらわれてくるかもわかりませんが、過去にも指定管理者のほうも最初はわからないので、結構いろんな形で手を入れるから、どうしてもお金が必要になってくるので、結構赤字が出たりというのを聞きますけれども、ずっと長年やっているとだんだんそれ自体が薄れてきて、ノウハウが入ってきますので薄れてきていますというのは傾向的には伺っているので、ご自分が負担すべき額というのはだんだん精査されてきているのかなというふうには思っております。なので、多少200万になったり、10万になったり、ちょっと差があるようなのですけれども、それは恐らく手をかけるのが前の年は結構手をかけたので、次の年は樹木の剪定とかがある程度内輪に済んだのかなというふうな形を思っています。

（秋谷）私はビジネスをやっていないから想像でしかないのですけれども、例えば経営者的な感覚でいうとそれ相応に回せていけている、この4年間の中では収支だけを見たらちょっと泣いている部分はあるけれども、人件費等いろいろ出すものを考えれば回せていけるからいいのかなと見えてしまうのだけれども、現実には多少なりとも利がどこかで出ないと厳しいのではないのかなと。要はどこかでうまく帳尻を合わせない

と成り立たない部分があるのではないのかなと思ってしまうのですけれども、そういった点はモニタリングをやる中でどこかにあらわれているような点はなかったですか。管理面であるとか、そういった点で。

（都市計画課長）モニタリングの中では、直接これだとあらわれているのはちょっと見受けられなかったのですけれども、今まで毎月行っています実績報告であるとか、そういう中ではそれ以外の、今委員さんのお話の中のこれだとちょっと成り立たないのではないですかとか、実績報告を伺うときもことしは大分赤が多いですねとか、そういうお話も実際はさせていただいております。そういう中のモニタリングをやってございますけれども、指定管理を実際受けていますと、要は鴻巣市の指定管理を受けているということで、自分たちもほかの事業も行っているので、そういう利点がありますということ、直接指定管理料にはね返るわけではないのですけれども、自分たちが行っている事業としてはいわゆるネームバリューですか、そういうのもあったりとか、当然のことながら従業員さんを抱えておりますので、要は植栽とか樹木の管理についてもやっぱり春夏秋冬忙しいときとそうではないときといろいろある中では、要は一定の収入というか、指定管理料としていただける中ではある程度そういうところでもメリットというものがあるというようなことは伺っております。

以上です。

（秋谷）そのモニタリングの報告書の4番のほうで、利用者から寄せられた意見、要望で28年度が38件で、29年度55件というのですけれども、この意見とか要望の内容というのはどういう内容があって、どういうふうに改善されたのでしょうか。

（都市計画課長）これについては、個々に依頼事項とか、あとはそれについての対応状況というのを報告をいただいております。その中には多いのが剪定とか消毒がやっぱり多いようです。時期的な面とかあります。それにつきましては、当然のことながら剪定とか薬剤の散布とかというのは指定管理の公園管理の主たるものなので、それについては対応できるというふうになってございます。ただ、ある程度大きな修繕と

かとなりますとなかなか指定管理料の中ではできない部分がありますので、それについては協議をしてございますが、通常の公園の日常管理の中では当然のことながら依頼を受けたものについては行っているということからして、件数にちょっと多い、少ないはございますけれども、全てについて終わっていますというのはそのあらわれかなと思っております。

以上です。

（秋谷）あとは、自主事業の点なのですけれども、28年度はガーデニング教室を12回、29年度が13回やられているようなのですが、今度新しく31年から始まる5年間で別途ふえるような事業というのはあるのでしょうか。要は民間のそういう創意工夫を使った市民満足度を上げるような新たな取り組みがあるかないか。

（都市計画課長）こちらのほうにつきましては、業者さんのほうのプレゼンテーションというのを実際開かせていただいて、向こうの目標とか管理の運営方針とか、そういう中では公園といたしましてもなかなか一般の方が、お子さんがもう公園を利用しなくなった方はだんだん来なくなってしまいうということ、公園をもっと楽しんでもらうためにということ、かなり熱を入れてプレゼンの中で話されておりました。その中では、公園のいわゆる人が集いということ、老若男女ではございませんけれども、ある程度健康増進とか、健康のことをラップしてしまうかもしれないのですけれども、健康増進であるとか、あとボランティアとか、花植えとかにもボランティアに来ていただいたりとか、あとは今のお話の中の教室とか、そういうものであるとか、あとは野外コンサートとか、そういうものも計画というか、考えていらっしゃる。ですので、いかに公園に来ていただいて、公園を知っていただくというようなことで新たに行っていきたいというふうな。ガーデニング教室自体も今上谷総合公園のスタジアムの会議室でやっているのですけれども、そこ以外のところでも、例えばパノラマ公園とかほかの公園でも開けるような形で考えていただきたいというお話はいたしました。

（阿部）実際数十件意見や要望が来ているという話なのだけれども、ど

この公園に何件とかというのはいくつあるのですか。

(都市計画課長) 申しわけありません。そこまでの件数までは、当然のことながら表でありますので、表でカウントさせてもらえばそれはわかりますが、今の段階ですと幾つの公園がどうかというのはちょっとごさいません。鴻巣公園とかはある程度桜も多いですので、やっぱり害虫の駆除とか、そういうものは多いのかなというふうには思っておりますけれども、ちょっと詳しくは済みません。後で件数はお知らせできればと思います。

(阿部) この緑のグループの代表は高橋建興さんがなっているのだよね。

(都市計画課長) そうです。

(阿部) 最初からそうでしたっけ。

(都市計画課長) 平成20年度から指定を受けておりまして、それから更新はしてございますが、代表者の変更はございません。

(阿部) ずっと大里樹苗が実務をやっていたかのように私は見ていたのだけれども、この大里樹苗が今回グループの中でやはり話し合いの結果、大里樹苗が外れて今度は、外れるというのは表現がよくはないな。大里樹苗にかわってフラワーピースが入ることになったわけですよ。今のところ、私はすぐ目につくのが隣ですから、隣の石田堤史跡公園は毎日見ているので、そこには花壇は当然ないと。そして、今現在は剪定についても何ら問題は生じていないし、よくまめにやっているなというふうにも思っているし、あるいは草刈りについても結構頻繁にやっているという中で、今後フラワーピースにかわったときに今までの状況を維持することは本当に可能なのかなというのがとりあえず心配なだけ。業者はどこでも別に構わないのさ。だから、今までと同じ、それ以上のサービスが受けられれば何ら問題ないと思うのだけれども、そういった自信のあらわれというか、意気込みというのはありますか。

(都市計画課長) 今委員さんのお話で高橋建興さんが代表者としてずっと継続されて、最初は高橋建興さんと大里樹苗さんの2つの業者さん、団体さんで行ってまして、その後NPOの地球環境さんが前回から入られてきて、今回も地球、NPOさんも入られております。先ほど大里

樹苗さんのほうである程度造園の技術を持ってきたものとか設備を持ってきたものが育ってきましたので、それが結局大里樹苗さんが世代交代ではないですが、そういう形で行いますというようなお話の中で、植栽とか設備とか今までもやっていた方が今後どうされるのですかとお話を伺ったところ、NPO法人のほうの会員さんとして登録をしておりまして、その方が実際植栽とか樹木とか、そういうものについては引き続き行われるというお話を聞いていますので、その点は公園管理のほうは十分できる。それにプラスアルファ、フラワーピースさん等が入ることによって研修であるとか花壇管理というのがもう少し充実できるのかなというふうに思っております。自信というか、期待も込めて思っているところでございます。

以上です。

（阿部）当然後継者が育ってきたとさっき話伺ったのだけれども、大里樹苗さんにいた方が今度はフラワーピースの中に入って今後作業をなさるという考え方かな。

（都市計画課長）済みません、説明がちょっと悪かったかもしれないのですがけれども、NPOの地球環境緑創造交流協会さんのほうに今の大里樹苗さんの職人さんというか、樹木の方であるとか設備の方が会員登録はされるということです。ですので、フラワーピースさんではなくて、もう一つのNPOさんのほうに入られるということです。

以上です。

（加藤）指定管理料について、これというのは実際にこの金額が妥当なのかどうなのかというのを、ちょっとそもそも論なのですけれども、分析をするようなことというのがどんな時期にどんな方法で指定管理料、これだったら適正だねとか分析するのでしょうか。

（都市計画課長）今回募集要項の中にも上限額というか、そういう金額をうたってございます。それを算出するに当たっては、指定管理料の積算表というか、そういうもので人件費とか、あとは維持管理については実績なのですけれども、そういうものから積み上げて上限額というのを決めておりまして、それを募集要項の中に入れて、それをご提示をして、

それに業者さんがいろんな経験とか積算をした中で今回提案額というのを申し出ておりますので、要はその額よりも提案額のほうが下回っておりますので、その中では十分できる金額であるかなど、努力した面もあるかもしれませんが、できる金額であるというふうに解釈はしております。

（加藤）なぜこういった質問をするかということ、最近JVであったり、上谷総合公園ほか12公園、鴻巣市環境緑のグループにおかれてもグループで組んでいるから、しかもその中にはNPOがあるわけです。NPO法人の経常収益の金額とそこの会員メンバーの数でいうと、多くの方がふだんはそんなには活動していないだろうけれども、会員としてはいますよという組織体だと思うのです。それなので、こういった5年間を任されて、きちんと5年間やっていけるかどうかというのは、やってみないとわからない要素はあろうかと思うのですけれども、そのときに3者がくっついている関係でちゃんと経営が回っていくのかどうかという部分、ちょっとした心配もあるのですが、ちゃんとやっていただかないといけないのですけれども、そういう意味で妥当な金額かどうかというのを分析するのはどういうことかと聞いたかったのです。

あと1点です。もう一つ、名前です。鴻巣市環境緑のグループというのは、今までの多くの指定管理の中ではどこ社とどこ社のJVとか、あるいはもう単独で社福何々とかあったかと思うのですけれども、名称に当たっては名称自体は特に登記とか何もしていないものなのかどうか、そこを確認させてください。

（都市計画課長）名称のほうにつきましては、当初からこの名称になってございます。登記というか、当然任意団体なので、登記はしていないかなと思っております。税金の申告とか、そういうものについてはその中の業者さんが代表で申告しているということを聞いていますので、いわゆる法人登記はしていないというふうに解釈はしております。

（加藤）今後の検討だと思えます。指定管理のこの案件だけではないと思うのですけれども、名前に責任はない団体になってしまうのですよね。つまりNPO法人であっても、一般社団法人であっても、株であっても、

合同会社においてもみんな登記をして一定の責任を負うのです、それに対して。顔を持っているから、責任を持つのです。名称においてもかぶる名称がないかどうかというのはやっぱり調べていくのです。今の時代ですから、同業種でなければ名前が同じでも構わないですけども、名前に責任を持たない名前がつけられてしまうわけと、それとそれがどうなってしまうとどこも責任を持たないことになるので、個人的な意見を言うてしまうのですけれども、J VなんかはA社・B社J Vですと載るから、名前が責任を持つところにもなるのです。なので、指定管理の、他の自治体の状況はわかりませんが、名前についてそういった懸念が私はあるのですけれども、特に何か見解があればお伺いしたいと思います。

（都市計画課長）プレゼンとかでいろいろヒアリングをした中で、高橋建興さん自体は10年間脱退者もなく、今回ちょっとたまたま業者はかわりましたけれども、脱退者もなく統率をしてきたというような形では説明は受けているのです。それが我々がそれで心配できるというわけではないのですが、ただ今回申請するに当たってはそれぞれの業者さんの高橋建興さんであるとかNPOさんとか、それぞれ登記されておりますので、登記のものであるとか、あとは収支決算のところ、そういうものも出していただいて、わかる範囲内でございますけれども、一応確認させていただいた中ではある程度やっていく実績もございまして、できるものとして解釈しておりますし、業者のほうも一応そういうようなメンバーでのぶれはないですというふうには伺っております。かといって鴻巣市環境緑のグループさんが世間一般で通る名称ではないので、その点については今後検討課題かなと思っております。

（加藤）今高橋建興さんにおいては、今までの実績から信頼あるよねということで、当然ながらこの5年間もしっかりとやっていただくことは期待しております。ネーミングというか、名称のあり方については違う組み合わせの中でリスクが私にはあり得るなと思ったものですから、今後そういう検討する機会があったらまた検討いただければと思います。以上でございます。

(阿部) ふと思い出したので。私が見る限りだと、大体実務は大里樹苗とシルバー人材センターの方が、うちの隣に限ってはほとんどやっている。高橋建興さんがどんな仕事に携わっているのかはわからないけれども、そこで鴻巣市に本店があるということだけでもって、単なる名義がしみたいな形でやられたのでは困ったなというふうに思うのだけれども、実際に高橋建興さんがどんな仕事をこのグループの中でやっていらっしゃるのか、それについてわかる範囲で教えてください。

(都市計画課長) お話のとおり、シルバー人材センターさんは、募集要項に書いてございますが、いわゆる地元雇用ということと高齢者の方の職域を広げようという形で、こちらのほうの募集要項にも率先して使うようにというような形も書かれておりました、実際シルバーさんと契約をされてやっております。今のお話の中の高橋建興さんのお話になるわけですけれども、事務所自体は高橋建興さんの敷地内に事務所がございまして、あと季節によって限ってしまうのですけれども、例えば荒川が増水した場合について、糠田運動場を市のほうの指定管理として指定しております。そこにはサッカーゴールであるとか国旗掲揚台とか、あとは仮設のトイレがございまして。そちらのほうの搬出、搬入ですか、そちらのほうは高橋建興のみでやっておりますので、あとは先ほどの中で修繕の中でアドバイザーの面とか、そういう機材とかというのはちょっとそこまで確認はしていないのですけれども、公園の修繕とかというのもありますので、過去にも行いましたということもモニタリングの中でも発言がありますので、目に見えているのはグラウンド上の台風時の撤去、それから戻しというものが一つであると思っております。

(阿部) 今おっしゃった糠田公園のそういう搬入、搬出、これは当然指定管理料の範囲内でやっている。たしか何かあった場合は別途予算を組んでやったような気もしないわけではないのだけれども、どうなのだろう。

(都市計画課長) 糠田運動場のほうにつきましては、仮設のトイレとサッカーゴールでございまして、大体4トン車のユニック車で現在では運んでおります。ですので、指定管理料には含まれております。おおむね

3回とか、そういうような形では指定管理料の中に入っているということで、我々も業者さんもそれについては認知をしてございます。詳しくあれなのですけれども、もっと規模が大きいとか、例えば荒川の総合公園であるとパーゴルフ場の事務所が大きかったり、トイレが大きいというのででっかいレッカーとか、そういうのでやると多少それは別途というふうな形もあり得るかもしれませんが、それについては糠田グラウンドの資材の搬出、撤去については指定管理料に入っております。

ただ、一回水が上がってある程度水が引けるまでに時間を要したりすると、上流からの堆積物が、いわゆるのろというちょっとヘドロみたいなものが、今回も花火大会の前に台風が来たものですから、ちょっとろのが幾らかあったのですけれども、それが堆積していてグラウンドがそれで使えないということになりますと、それについてはこれはいわゆるリスクの負担からしてもそこまで業者さんに求められないということもありますので、それは別途で予算で計上して除去というのは今までも例でございますが、機材の撤去については管理料に含まれているということで双方認識をしております。

(阿部) 線引きが難しいのだよな、割と。どこまでがどうなのだとか、この範囲なら指定管理料の範囲とか、それをどの辺で線を引くのか非常に難しいので、我々にはちょっとわからないな、よく教えてもらわないと。

(都市計画課長) 修繕費のほうにつきましては、1件10万円未満でなおかつ年間300万円ということで指定管理のほうとは協定の中で結ばせていただいておりますので、それについては毎月の月例報告であるとか、最終的に年次報告の中で金額が上がってきておりますので、修繕ですと線引きというか、金額の中の切れ目というか、そういうものはあります。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

(俺は棄権だの声あり)

(委員長) 議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は上谷総合公園ほか12施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時56分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市計画課長より発言を求められておりますので、お願いいたします。

(都市計画課長) 先ほど阿部委員さんのほうから苦情の件数で、それぞれこの公園が多いかというようなご質問もありましたので……

(何事か声あり)

(都市計画課長) 要望、苦情の件数ということで。上から読み上げていいでしょうか。多いのは幾つかありますけれども。両方の年度をあわせてお伝えします。よろしいでしょうか。では、13公園を上から申します。上谷総合公園が16件、せせらぎ公園が2件、赤見台近隣公園が12件、鴻巣公園が15件、東中央公園が5、ひばり野中央公園はゼロです。糠田運動場4、荒川パノラマ公園が5、富士見公園が5、新宿第一公園が7、石田堤史跡公園が3、川里中央公園が14、あかぎ公園が5です。28年度が38で、29年度が55なので、合わせて93件の内訳です。

あと、済みません、先ほど高橋建興のほうの補足ですけれども、1つ忘れたことがありますして、公園の巡視、それから鴻巣市と環境緑との事務

連絡、書類等の受け渡しは1人専属がいます。あとはせせらぎ公園と、それから荒川パノラマ公園とか上谷公園とかの夏場にせせらぎで水路を  
するとき毎日塩素濃度の測定もしているのですけれども、リトマス紙  
みたいなものです。そういうものが高橋建興の職員さんがやっております。  
巡回も含めてやっております。追加させていただきます。

以上です。

(委員長) 次に、議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について、  
公の施設はすみれ野中央公園となりますが、執行部の説明を求めます。

(都市計画課長) それでは、議案120号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついてということでご説明いたします。

指定管理者に行わせる公の施設の名称といたしましては、すみれ野中央  
公園、北鴻巣駅の西口にある公園でございます。指定管理となる団体さ  
んなのですが、特定非営利活動法人エリアマネジメント北鴻巣でござい  
ます。指定期間については、平成31年4月1日から平成36年3月31日ま  
でとなっております。こちらのほうについても前回の指定管理と変更  
はございません。こちらのほうについては、北鴻巣、ひばり野の地域を  
.....

(すみれ野の声あり)

(都市計画課長) すみれ野中央公園の地域全体を活動している営利法人  
さんがすみれ野中央公園も見えていただいているということでごしま  
す。

以上です。

(非営利活動法人の声あり)

(都市計画課長) はい。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) 済みません。1点だけ。119号の環境緑のグループ、これと一緒  
に管理をしてもらうということはどうもできないものなのではないですか。

(都市計画課長) こちらのほうにつきましては、先ほどご説明をしたの  
ですけれども、もともと区画整理をする時点で地域をエリアとしてエリ

アマネジメントさんがずっと団体を起こして、NPOを起こして活動しておりました。それで、区画整理が終わりまして、今度は地域の方で管理をするわけですけれども、それをまた地域を取り込んでということでございますので、13公園さんとはちょっと意味合いが違うものでございます。

以上です。

（橋本）そういうことで選定結果とかありますが、これは選定結果が悪くてもよくても1つのNPO法人しかないということですね。

（都市計画課長）一応ガイドラインの中には管理運営体制のところでも…済みません。指定管理の業務に係る経費というところで提案をされた金額と我々のほうが提案の募集要項のほうに上限額というのを決めております。その金額に対して割合を出しまして、その額で価格に係る計数を掛けるのですけれども、当然のことながら安ければいいというわけではないので、そこの計算で7割を切っていた場合についてはその場で失格というか、そういうふうになりますので、その時点で7割が。

（都市整備部長）ここのすみれ野中央公園につきましては、鴻巣市指定管理者制度運用ガイドラインというのがございまして、非公募で行っております。その理由としまして、ガイドラインに施設の設置経緯や法人の設置経緯から特定の者が当該施設の管理運営を行うことが適当と認められる場合と。これに先ほど課長説明しましたように、区画整理事業発足以来活動をやっておりますので、一緒にまちづくりを取り組んでおりますので、この規定に沿うということで非公募とさせていただいております。それで、非公募といっても最低ガイドラインで70%以上ではないとだめですと、そういう規定はございます。

（秋谷）経緯等についてはよくわかりましたが、ちょっと大きな枠として、例えばこれはすごく単純な見方です、すみれ野にある、すみれ野にお住まいの方々が大変よく利用する公園というのが一般市民の認識。では、自分たちの街区にある街区公園と何がどう違うのといったときにどうやって説明をするのでしょうか。経緯はわかる、確かに。ただ、一般市民から見たときに何がどう違う。例えばそれに行政が年間280万円指定

管理料を払ってやってもらっているということは、これが年々年々、毎年毎年、ずっと続くことによる、これは当然市民の税金も入るわけではないですか。すみれ野の方だけの税金ではないだろうと思う。そういうふうな捉え方をしたときにどういうふうに説明したらいいのだろう。街区公園との違いとして。

（都市計画課長）それについては、今部長のほうから説明のあった、成り立ちがそういう成り立ちであってという、それが指定管理の非公募になった理由でございまして、その運営になるわけですけれども、地域の方が会員として、また地域ではない方も会員にはなられております。会費をお支払いになって、公園も含めた公園の外の管理もしているので、要は地域性を生かしているという、いわゆる公園だけではなくて、その周辺の自分たちがお住まいのところの緑地とか、そういうところも一緒に管理されているので、一つの地域を管理する、地域全体を管理するとすると一つのモデルということである。いろいろ視察とかも来られていますので、街区公園とは意味合いが若干違うのかなというふうに自分では思っております。ほとんどの方、マンションの方も入られていますし、構成員の役員さんを見ますと地域外の方も実際理事さんとか役員さんになられているので、まるっきり地域のための公園というわけではないです。

（秋谷）例えば何で街区公園との違いかという話をしたのは、いつもまちづくりの委員会のときに街区公園の管理を自治会のほうでやるのがいろいろ大変だという話をするのだけれども、自治会の中でお金ってどういうふうに動いているかというのと、例えば自治会員は当然自治会費を払うわけです。行政のほうから公園の保全に対する協力金をいただいて、それで各自治会の班の中で交代交代で、小さな公園だけれども、すみれ野公園と比べたら格段に違うけれども、自分たちの自治会の地域というエリアで考えるとすみれ野だって同じエリアの地域という考え方があるわけではないですか。そうすると、自分の地域は自分の地域でお互い自治会同士がやっているのだとしたら、なかなかその差を説明するのが難しいなと思うのですけれども、そういう点について何か補足できるものがないでしょうか。我々が何であそこがすみれ野はこのNPOだけが

やるの、NPOというかこの特定非営利活動法人エリアマネジメント北  
鴻巣だけがやるのと聞かれたときに、何でうちの街区公園と違うのと言  
われたときにどういう説明をしたらいいかということを私は聞いている  
のです。ほかの街区公園は自分たちが汗水垂らしてお茶一本でやってい  
るのに、何でここにはこういうお金が入って管理できているのと言われ  
たときに説明するにはどうしたらいいのということを聞いている。経緯  
だけではなくて。経緯だけではちょっと薄い感じがするのだけれども。  
何かないかな、いい説明が。

(ちょっと休憩していいですかの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 1 4 分)



(開議 午後 1 時 1 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市整備部副部長) 先ほどの秋谷委員のご質問についてお答えを申し  
上げます。

こちらの地区につきましては、区画整理事業が立ち上がって事業が進ん  
でいく中で、法人の名前にもありますように、エリアマネジメントとい  
う考え方を取り入れております。これは、この地区につきまして自主財  
源を持って、その団体が通常の行政がやるサービス以上のものをして  
いこうということで、その地区を運営するという言葉として生まれてき  
て使われているものになっています。今回すみれ野のエリアマネジメン  
ト、こちらの公園の管理につきましても市のほうで鴻巣市人工地盤上に  
設置される公園条例というのをつくってございまして、大きな特徴とい  
ましてはこの地区の公園にありますスポンサー花壇につきまして、ス  
ポンサー料を取って、そのお金をもとに地区の財源にするというルール  
を公的なルールとして設けております。この公園につきましては、そう  
いった中で通常の植栽ですとか草取りとかという管理以外に、地域の拠  
点としていろいろなイベントを地域が主体となってやっていただくとい  
うところで運営をされておりますので、他地区の街区公園のようなどこ

ろとは少し扱われ方ですとかつくられている経緯、またそれを支える制度的なものも若干違ってきているという状況になっております。

以上です。

（秋谷）根本的な基本的な理由があるのはわかりました。

それと、もう一つ聞きたいのですけれども、例えば都市公園とかですと一般の市民の方がいろいろなところから集って、いろいろな利用をされるパターンがあると思うのですけれども、事このすみれ野中央公園に至っては余りそういうお話を耳にすることは、私が情報不足なのかどうか、ちょっと入ってこない感じがするのだけれども、毎月の公園整備イベントであるとか季節イベントなるものをしていっしょやるようだけれども、それは具体的にどういったことをやっていっしょやるのだろう。

（都市計画課長）公園の整備ですので、花の植えかえとか、そういうのは毎月ではないでしょうけれども、草取りとか、そういうイベントが毎月やられていると思います。季節のイベントのほうについては、夏であれば七夕祭りとか、それから流しそうめんとか、それとあとさつき副部長の言いました、要はエリアを活用してということなので、サツマイモの畑を借りて、それをサツマイモ畑のものをして、そこのものをとったものを公園のほうで焼き芋をしたりとか、そういうようなイベントをしたりとか、あとクリスマスの祭りをしたりとか、あとはふれあいコンサートも行っております。季節とするとそのようなイベントを13回行っていまして、人数とすると平成29年も1,700人ほど来ていますけれども、普通の毎月のイベント自体も407人ということで、回数としても10回程度でそのくらい来ていますので、地域の方と、あと外の方も含めて活用しているというふうに認識はしております。

（秋谷）あとは、補正の債務負担との関係で、この5年間は1,400万だったのが今回1,300万で、100万円減で債務負担で出てきているわけなのだけれども、この100万円の減できる理由というのは何なのか。新しく次の5年間をやるに当たって。年間280万というのが今度260万になるということだよ、単純に。年間当たり20万削減できるものというのは何なのだろう。

(都市計画課長) この280万円というのは、こちらのほうは税込みで、260万は税抜きになってございます。

(秋谷) あと、最後にちょっとお伺いしたいのが、このエリアマネジメント北鴻巣の主要なメンバーというのは基本的にはあの地域にお住まいの方だと思うのです。ただ、今どこも旧来の団地ですよ、ある地域の団地というのはどんどん、どんどん高齢化とかで、入れかわってくればいいのだけれども、ずっと高齢化してしまったままになって、活動できなくなるような心配というのは将来にわたってないのでしょうか。

(都市計画課長) こちらのエリアマネジメントさんの代表者、役員さんなのですけれども、この中で4名いらっしゃるのですけれども、実際大字箕田にお住まいの方が1名と赤見台3丁目の方が2名、それから小谷の方が1名ということで、すみれ野の住民さん自体ではない方が実際役員になられておまして、当然会員さんはそのすみれ野の地域の方ですけれども、その周辺の方も取り巻いてやっているものですから、先ほどの活動のほうも年々上がってきていますので、今のところそういう心配はこちらのほうも持ってはいないです。

(阿部) 漠然とした質問なのだけれども、選定結果を見ると小数点以下2桁までやっているのだけれども、評価しているのだけれども、これは小数点以下2つまで出るような評価方法をとっているのか、それとも評価する人数がほかの小数点以下1桁までしかやっていないものと違うのか。小数点以下3桁までやっている部分もあるよね、評価を。これについては、どういう評価の仕方をしているのか教えてください。

(都市計画課長) こちらのほうについては、評価委員で、都市計画課長、私を含めて全部で6名で採点をしております。その点数から6で割っていますので、ただ点数自体は最高が2点というのがあるのですけれども、そうすると1点と2点ってかなり差がついてしまうので、1.5点というのはその評価の中で設けておまして、かつこの評価をしますと小数点第1位は出てきます。それを6人分足しまして、それで6で割っていますので、小数点の2位まで出てくるということになります。ちなみに、一番上は44点なので、それを6で割って7.34という数字というふうに出て

きてしまいます。人数で割り込んでいますので、先ほど委員さんがおっしゃったとおり、人数によってになります。

(阿部) 人数によって違うというのはわかった。そうすると、これはもう議題外だからしょうがないな。選定結果番号12なんていうのは小数点以下3つぐらいあるから、これは相当大人数でやっているのか何かなど思ったのだ。それは議題ではないから別にいいのですけれども。

それと、この評価の項目の中に情報セキュリティーというのがあるのだけれども、評価項目の中で法律に抵触するのは情報セキュリティーだけだよな。要するに個人情報とかいろんなものがあるだろうと思う。だけれども、情報セキュリティーは限りなく、満点が5点なら5に近くなければまずいのではないのかなと思うのだけれども、その辺についてはどうなのだろう。

(都市計画課長) 情報セキュリティーというのは、情報公開とか今言われる個人情報ということになっています。これ自体は、当然のことながら守って当たり前なわけなので、当然のことながら点数は高い点数ではないと当然これはいまうまくないというふうに思っております。その中でちょっと点数自体が満点ではないというのは……済みません。ここの点数につきましては、個々の評価委員の中では3点(P30発言訂正あり)にこの部分は満点をしております。評価の点数自体は。

(阿部) ここは5点になっているよね。3点だったらオーバーしてしまうのではないか。

(都市計画課長) 済みません。自分が3点(P30発言訂正あり)でした。ごめんなさい。

(阿部) 今、がつんときたろう。私は3点つけたのだみたいな。

(都市計画課長) そうですね。ごめんなさい。

(委員長) 発言は訂正してください。さっきの。

(都市計画課長) 訂正します。3点ではなくて5点です。済みません。平均からすると、ほとんど4点をつけております。5点……書類の中ではなかなか5点というのが見られない中では……必要な措置とか講ずる提案というところがもう少し点数的には……当然ながら個人情報であり

ますので、そういう配慮というのは皆さんどこもかしこも当たり前のことからやっているかと思うのですけれども、必要な措置を講ずるところに1点という点数だったのかなというふうに思っております。

(阿部) いや、こう見ると何かやっぱり満点が見つからない理由というのはあって、そこにはかつて不祥事でもあったのかなというふうに思えてならないのだけれども、そんなことはないのかな。

(都市計画課長) それはありません。

(阿部) ないのだったら、情報セキュリティーなんかほぼ満点に近い数字つけていいと思うのだけれども、ではなければこれは信用問題だよ。これだけだよ、項目の中で法律に抵触するのは。たしか。ほかは抵触しないのだから。だから、しっかりとこれについては点数を評価してほしいなというふうに思う。今後なるべく満点に近い数字をつけないと信用がないから、その辺のところはよくよく、評価するかしないか。

(都市計画課長) はい、わかりました。当然のことながら、周りの市民の方とか周辺の方が信用できるような採点に心がけます。

(頓所) 確認なのですけれども、選定委員の構成メンバーを教えてください。

(都市計画課長) 選定委員というのではなくて、評価委員は都市計画課長以下、公園緑地担当の職員です。6名です。全員ではないです。主査以上ですかね。

(頓所) その人たちの評価の平均点をここに出したということですよ。

(都市計画課長) はい、そうです。

(頓所) あと、モニタリングの結果報告書の中の人件費のことについてお伺いしたいのですけれども、これは作業をした人の人件費ということで、役員報酬とかそういうのはないということですよ。

(都市計画課長) こちらのほうは、労働する賃金と、あと事務所にいる職員の金額になっていますので、公園で労務で働いているだけではなくて、事務に入っている職員の給与も入っています。

(頓所) 確認ですけれども、役員とかそういう、例えば理事長とか、そういう人たちの入っていないということによろしいのでしょうか。

(都市計画課長) 業者のほうから提案している提案の中では、総監督責任者、それからその補佐と臨時職員ということで上がってしまして、それと植栽管理の人件費ということで入っていますので。

(総監督者ってどういうことなのの声あり)

(都市計画課長) いわゆる総括責任者みたいな方です。

(加藤) では、私も。このエリアマネジメント北鴻巣、この手法って先ほど秋谷委員からも、ちょっと関連しているのですけれども、ここがこういうやり方というのは特殊だなと思っているのですけれども、他でもかなりボランティア的に公園の整備に協力しているところがある。私の地元でいうと、草刈りのボランティアがいて、年に2回、1週間ずつ。かなり汗があるのです。先ほどジュース1本ではないけれども、そういうのがあります。かつ地域によっては、私の住んでいる地域もそうなのですけれども、イベントもいろいろやって、地域、自治会がうまくまた共助、互助の部分を、自助は大切ですけれども、自助のほかにも共助、互助の部分を醸成していこう、維持していこうというようなものがあるので、でも資金は苦しいわけです。そういう意味でいうと、こういうあり方というのはある意味自治文化課がやっている、セクションは違いますがけれども、そういうところとも関連してくるのではないかなと思っています。そういうことでいうと、他地域でもしうちはこういうことの整備もやりますし、地域を盛り上げていくためのソフト事業もやるから、指定管理でやらせてくださいよというのも出てくるかもしれない。そんな話が出てきたとしたらどうなのかな。これは指定管理の全般になりますけれども、何かご見解があればと思います。

(都市計画課長) 公園でも奉仕活動というのが、これは除草とか一部ですけれども、今回の指定管理については個人ではできないので、いわゆる団体さんというふうになります。要は一から十まで、いわゆる光熱水費から全てそこで得た収入で回していくということで、そこで成り立つ団体さんがいるのかなというのが一つありますけれども、まるっきりだめだということはないとは思いますが、ただ除草だけとか剪定だけというわけではなくて、公園全体を管理するので、公園施設の維持管理、遊

具等点検だとか、簡単な修繕とか、トイレの掃除とか修繕とか、そういうのも含めてトータルで指定管理というのを考えなくてはいけないので、そこまでやっていただける団体さんというのがいらっしゃれば、団体さんであればそれは可能かと思えますけれども、ただそれが実際指定管理も、市も手も離れて、まるっきり地域の方でやっていけるというふうに育っていけば本当に理想かなとは思いますが。

(加藤) このすみれ野の公園のところ、中央公園のところというのは、例えば草刈りとか、そういった植物関係の整備でいうと、頻度というところのぐらいでしょうか。例えば月に2回とか、週に1回とか、その辺把握しているのがあったら教えていただければ。

(都市計画課長) 公園の活動としますと、まちづくり部会さんというのが活動されておりました、作業日ですと平成29年度が161日で588人の方が活動されております。ちょっと月ごとではなくて、1年間で161日ですか。

(加藤) 今人数のところ百六十ウン人、百六十何日と言ったのですね。

(161日ですの声あり)

(加藤) 人数はここ24人の団体ですよ、会員が。

(延べでの声あり)

(加藤) 指定管理料が280万です。24人の従業員数がいますよと。従業員であり、多分NPOの会員だと思うのです。それを24で割ると11万6,000円、それを12カ月で割ると9,722円になるのです。計算上、約1万円弱になるのです。そうになると、要は地域をやっていく中でみんな高齢者も多くなってきたり、でも地域を守りたいからということでどんな手法がいいかなと多分いろんな地域迷って、いろんな研究していくと思うのです。そんな中で先ほどの質問に関連するのですけれども、要はこういうあり方も否定するのではなくて、こういうのも一つのあり方だなと思ったもので、改めて違う地域のところが、うちこういうふうに頑張ってみるから、指定管理という形でどうだろうと、任せてくれないか、NPO等々をつくって、そういう団体をつくってやったとしたら、組織ちゃんとしているわと、イベントもソフト事業もいろんなことをしっかり

やるわということだと、今までは指定管理でやっていないところも検討、研究の材料にはなっていくということでよろしいか。再確認です。

(都市計画課長) 当然のことながら、指定管理に指定する以上はいわゆる都市公園条例の中にも組み込まなくてはならないです。そうしますと、やっぱりそれなりにやっていけるかというもの、それが1年、2年ではなくて長期にわたってということで検討する必要があるかなと思っております。認める場合については。条例で入れますので。長期間やっていただくという、そういう力量だとか、そういうものがしっかりしているというのはやっぱり見きわめる必要があると思います。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設はすみれ野中央公園となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時39分)



(開議 午後1時41分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第121号 鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正

する条例について執行部の説明を求めます。

(建築課長) それでは、議案第121号 鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

これは平成30年9月25日に施行された建築基準法第43条の改正により、敷地などと道路との関係について新たな認定制度が規定されましたので、その申請手数料の規定を加えるものです。

まず、本条例の改正としましては、第2条の第11号以降を1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加えます。第11号、建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料1件につき2万7,000円。

本条例の施行は、平成31年1月1日としております。

次に、建築基準法第43条の改正の概要について説明させていただきます。

建築基準法第43条は、道路に接していない敷地には建築物を建築できないと定めていますが、その例外として改正前は特定行政庁が、本市の場合は埼玉県が建築審査会の同意を得て許可したものはこの限りでないと言われていました。改正後は、これに加えて国の基準に適合していると市が認定したものも建築できるようになりました。法改正の趣旨としましては、改正前は建築審査会の同意を得た上での許可となっていました。長年全国で多数の建築審査会の議論を経て多くの事例が蓄積されました。この中で、確実に建築審査会の同意を得られるものについて国が基準を定め、認定制度を新設しました。これにより、申請者の負担減と行政事務の効率化を図ろうとするものです。

なお、あくまで事務の効率化を図ることを目的としたものですので、これによって規制の強化や緩和が行われるものではないとのことです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(橋本) ちょっと確認なのですが、今まで本市で審査会を通じてこういった例、またこういった現場とかそういうのはどのくらいあったのでしょうか。

(建築課長) この10年で埼玉県が鴻巣市の区域内で許可した物件は3件あります。

(橋本) そうすると、この3件はこれからだ、この審査会なくして申請書だけでできるということでしょうか。

(建築課長) この3件につきましては、市の認定の基準に合致しておりませんので、もし今後もこの物件が出てきた場合には3件とも県の許可案件となります。

(頓所) 申請手数料が1件につき2万7,000円になったということは、以前は幾らだったのですか。

(建築課長) 県の許可につきましては、1件当たり3万3,000円です。今後もう既に県のほうがこの条例を改正しているのですが、やはり今後も3万3,000円ということになります。県が許可するものが1件3万3,000円です。市が認定するものは2万7,000円です。

(頓所) あと1点、事務の効率化が図られると、今回こういうことで、具体的にどんな感じで効率化が図られるのですか。

(建築課長) 今までには全てのものが県に回っていましたが、その場合には鴻巣市が受け取って県に書類を持っていくと。県はその書類について審査をして、許可できそうであれば建築審査会にかけて、同意をもらった上で許可をします。お金としては3万3,000円もらうということだったのですが、市の認定でいければ市で受け付けて、そのまま建築審査会もないですから認定ということになりますので、期間も短縮できますし、金額も2万7,000円ですから6,000円分、申請者にとっては安く済むということになります。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第121号 鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第125号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) では、何点か質問させていただきます。

まず、21ページのデマンドタクシーが大変好評だということなのですが、これ今実証試験、実証テストですか、これはもう終わって、今はどういう状況なのでしょうか。

(道路課副参事) こちら実証運行の検証につきましては、実証運行のほうは3月31日まで実施いたします。検証のほうは6月から9月まで、それと10月から12月まで2回行うことになっておりまして、今1回目の検証の結果が出まして、10月の地域公共交通会議で報告のほうを行っております。

(橋本) それで、あと今9月も補正して12月も補正ということなのですが、これは上限というか、これをまた3月補正とか、そういうこれはどうやっていくのか、ちょっとその辺伺いいたします。

(道路課副参事) こちら9月にも1,060万補正させていただきまして、また今12月議会においても920万のほうを計上させてもらっているのですが、こちらについては9月のときは2,400件を一応想定して補正を組ませていただきまして、12月補正に関しましては10月から3月におい

てちょっと増加率、これから伸び率も見込みまして4,300件を見込んでおります。ですので、相当これから伸びない限りは3月補正はないかと思えます。

(橋本) これは当初の予想とどのくらい違うというか、これは当初そういうことも想定内だったのでしょうか。

(道路課副参事) 当初につきましては、同じ形態でデマンド交通を実施している自治体の事例を参考に、利用登録者数は5,500人、それから利用件数につきましては1カ月当たり1,600円程度を見込んでおりました。ただ、現状ですと、11月31日現在でもう5,593人の登録がありまして、利用に関しましてももう既に1カ月当たり3,500円を10月の実績で超えておりますので、予想より他の自治体の実証運行をやっていた数字をもとにはじき出しましたけれども、実際はかなり数字のほうは上回っている状況です。

(橋本) わかりました。

次に、29ページの道路維持補修の補正で150万ですか、いろんところで今補修があると思うのですけれども、これは150万で足りる、とても少ない回数でとても足りない回数ですけれども、これで足りるものなのでしょうか。

(道路課長) 委員さんおっしゃるとおり、原材料費は幾らあっても足りない部分はあるのですけれども、今年度、今回補正予算を上げさせていただきましてけれども、前年度の数字を見ていますと、12月以降、このぐらいは使うだろうという予想の中で今回補正予算として150万を入れさせていただきました。

以上です。

(橋本) では、これはまだ場所とかそういうのは決まっていない、3月までの予想ということで考えていいのでしょうか。

(そうですの声あり)

(橋本) わかりました。

あとその下の街路樹維持管理事業、これ本会議でも街路樹の伐採ですか、これをやっていたということですからけれども、本会議でも聞いたのですけ

れども、中高木は2年に1回、低木は1年に1回伐採するという事なのですけれども、これいろんなことで市民相談で聞くのですけれども、すぐすぐ木もかなり生えてしまって、2年に1回ではそれでも足りないのではないかと思うのですけれども、これはそういうときの対応はどのようにされているのでしょうか。

(道路課長) 委員さんがおっしゃるとおり、年一、二回だと、今温暖化によって伸びる速が大分速くなっていると思いますので、場所場所によって安全確保のできないところについては、緊急ということで対応しているような状態です。

以上です。

(橋本) 細かいことを言うと荒川左岸線なのですけれども、イチョウがすぐくこれからなると思うのですけれども、もう何年も毎年毎年多分イチョウの木がすごいのですけれども、これはもう当初の予算で入れておくということとはできないものなのですか。

(道路課長) 左岸線のところについては、ムクドリ対策の関係で駅の南通り線から左岸のほうに向かって毎年街路樹の剪定をやっているのですけれども、今回補正の中でやっぱり足りない部分ということで左岸線のイチョウの木の伐採とか剪定についてもこれ入っております。

以上です。

(橋本) わかりました。

あとその下の都市計画課の駅施設等維持管理事業、これ東口のエスカレーターの老朽化による修繕というのですけれども、これあそこは雨が降ったりするので、結構早いのかもしれませんが、これ何年に1度ぐらい修繕とか取りかえとかこれをするのでしょうか。

(都市計画課長) 今回の主な内容なのですけれども、制御系のブレーキが建築基準法に決められた法定点検を毎年やっているのですけれども、その法定点検の結果、ブレーキのパッドですか、その部分が既定値が0.65ミリというところが今0.65ミリということで、来年の5月ぐらいにまた保守点検をしたときに、既定値を超えてしまうというちょっとおそれもありますということもあって、要は何年かというのではなくて、当

然使う頻度とかそれによって違いがあるかなとは思っておりますが、それとあとは乗った方で幾らかお感じになっている方は多いと思うのですけれども、ちょっと上がっていくちょうどおり口あたりでガッタン、ガッタンという音が、これ構造上はするものなのですけれども、ほかの同じようなエスカレーターに比べてはちょっと音がするので、少しそれを和らげるためにちょっと部品の交換をというふうな形で考えておりました、当然平成12年につくられていますので、部品自体もだんだん交換が必要になってくる時期ではございますが、エレベーターのベルトを過去には交換はしております。

(エスカレーターの声あり)

(都市計画課長) エスカレーターベルトを交換しております。

(橋本) わかりました。

これ関係あるのかわかりませんが、エルミ側にもエルミのところにエスカレーターありますよね、コンビニの上に。あれはよく動いていないのですが、あれは市の管轄なのでしょうか。

(都市計画課長) あちらはエルミの専門店街さんのものです。

ただ、平成28年からですか、一応協定を結びまして、エスカレーターと、あと専門店街に、やっぱりパチンコ屋さんとかあのあたりにエレベーターがあると思うのですけれども、総合的にご利用させていただくということで補助金等をちょっと払って使わせてはいただいております。

ちなみに稼働時間のほうが、我々のほうがお借りするまでは朝9時から夜9時までのエスカレーターの運転だったのですけれども、それを朝の7時から夜の9時までに延長、延ばしていただいております。ですので、鴻巣のものではないです。

(頓所) 8ページの債務負担行為のことについてちょっとお伺いしたいのですけれども、鴻巣都市公園、13公園の運営管理業務委託が5年間で3億8,100万円なのですが、ちょっと前後しますけれども、モニタリングの結果の中で年間人件費が5,000万円ぐらいあるわけですけれども、それぞれの仕事をしながら、例えば単独の事業だったら人件費といってもすぐ算出できると思うのですが、自分の会社の仕事をしつつ、公園の中も

入っているわけですね。人件費だとか何時間やって何人でという、そういうのというのはどういうふうに、要は指定管理が出してきた積算根拠というのはきちんと精査されているのかどうか確認させていただきたいと思います。

（都市計画課長）人件費の関係なのですけれども、当然のことながら、今回13公園の就業しているものは、当然13公園以外のものも実際やられているという事実はあると思うのですけれども、その部分まではちょっと済みません、こちらのほうもいわゆる指定管理からかかっています人件費、年度年度に最終的に上がってくる人件費を考慮してこの人件費は見ております。ですので、いわゆるほかの部分についてはそこまでは。

（頓所）大きな金額なので、いろいろな事業に対しての根拠というのかな、そういうのはやっぱりしっかりと精査した上でのこの金額というのであればいいのですけれども、そのことについてちょっと確認をとったのです。提示された金額をそのまま、はいというのではなくて、根拠を持ってこの事業に対してこうだから、人件費は何日稼働して、何時間やって、何人のというようなことは指定管理を受けるというか、債務負担行為を出すこの金額の根拠としてあるのかどうかということをやちょっと伺いたいのですけれども。

（都市計画課長）何時間いて、何人で何時間という、そこまではちょっと求めてはいないです。出された金額というか、年間の事業報告でどの団体に幾ら払いましたと、そういうようなやりとりの明細はいただいておりますので、その中で人件費を判断させていただきますので、その中のいわゆる形態というところまでは申しわけないのですけれども、詰めてはいないです。

（頓所）それでは、21ページの道路課の公共交通維持事業の先ほど郵券料、アンケートをとって、それを郵送するとおっしゃったのでしたか。郵券料をもう一回教えてもらいたいのですけれども。

（道路課副参事）こちらにつきましては、デマンド交通の実証運行の登録証の送付、それからまたこれから利用登録をしている方に向けてアン

ケート調査も実施いたしますので、そういったものに伴う郵券料になります。

(頓所) そうすると、アンケートはこれからやるということなのですか。アンケートはこれから送るとということなのですか。

(道路課副参事) これから実施いたします。

(頓所) それは、今年度中にその回答をいただいて、来年度に生かせるということですか。

(道路課副参事) 12月まで検証を実施することとしておりますので、それとあわせてアンケート結果も検証の材料としていきたいと思えます。

(頓所) ちょっとこれに関してなのですけれども、結構病院に行く人なんかは8時半ではなくて8時とか、そういう時間的な利用についてもおっしゃられる方が、利用時間が短いと言う方もいらっしゃるのですけれども、そのようなアンケート内容もありますか。

(道路課副参事) ご要望についても意見のほうを書く欄もございますし、あと時間の延長については、前回社内アンケートも行っています。タクシーに乗った方に対してアンケートをいただいたのですけれども、その中でも乗降場の追加と、あと時間の延長は要望として多くいただいております。

(頓所) わかりました。いいものにとということでもよろしく申し上げます。以上です。

(秋谷) 21ページの道路課の交通安全施設の整備事業で、これ台風24号の影響であるとかカーブミラーの補修であるというお話ですけれども、件数何件ぐらいありましたか、台風の影響で何件と、あとはまた別の補修で何件と答えてほしいのですけれども。

(道路課副参事) おおむねの件数、まず台風24号による破損ですが、こちらは5カ所倒れましたので、その修繕を行います。そのほか29年度に点検を行いまして、その結果修繕が必要なものが約30カ所、それと要望による修繕が約10カ所、以上を予定しております。

(秋谷) 台風の影響で5カ所倒壊したというのは、原因何なのですか。腐食ですか、それとも何か別の、物が当たったとか原因がわかれば知り

たいのですけれども。

（道路課副参事）こちらにつきましては、風が強かったためではないかと、業者のほうにも確認したのですけれども、根元の基礎ごと倒れているものが結構ありましたので、風による影響ではないかと業者のほうから聞いております。

（秋谷）いや、それは結構ただごとではないですね。周囲に人とかいなかかったから事故にはなっていないわけですよ。ただ、その改善策というのは、例えば同じところに同じものをつけたのでは、また同じ風が来れば当然だめなわけです。それというのは何か対策考えていらっしゃるのですか。

（道路課副参事）倒れたものは風がかなり強かったということもあるのですけれども、年数もたったものもございました。設置に関しては、あくまでもちょっと基準どおり設置をする形をとりたいと思っております。

（秋谷）そうしましたら、その次でデマンドのお話をちょっとお聞かせしていただきたいのですけれども、件数、先々見通してこれぐらいというお話がありましたけれども、現状で利用者の方々の、要はどういう利用をされているかというのはわかりますか。例えば毎日利用する人もいれば、すごく遠い病院に、遠いというか、距離のかかる移動をされている人がいるだとか、目立つ利用者といったらいいのかな、そういったような兆候をつかまれていますでしょうか、もしわかればその点を教えてもらいたいのですけれども。

（道路課副参事）利用に関しましては、今4段階制をとっておりますが、1,990円まで、500円で利用できる部分の方が87.3%となって大部分となっています。確かに遠くまで、市外の総合病院、北里メディカルセンターや行田総合病院へ行く方で5,000円以上かかっている方もおりますけれども、4,000円以上、これ2,000円で利用できますが、こちらに関しては0.5%の方の利用となっております。

（秋谷）あとは一個人が多い少ないというのが多分あるのではないかと考えるのです。それこそ毎日呼べば、タクシー業者のほうで車が動けば幾

らでもつかまるわけだから、そこの1人当たりの利用頻度などというものがつかめていますか。

(道路課副参事) 利用回数につきましては、1回の利用が24.5%で一番多くて、その次に5回以上使っている方が21.2%と多くなっております。その中でも90回、100回使っている方も中にはおります。

(秋谷) 交通弱者のためのご高齢の方々の足としての需要というものはもう間違いなくあるので、うちの委員会でデマンドということをお願いしている手前で言いつらいことなのだけれども、みんながみんな登録された方々がちゃんとご納得いただけたとしても、市民の方からすると、90回とか100回になると、一体それはどういうご利用の仕方をされているのだいということと言われても、これはしょうがないのだろうと思うのだけれども、その方はどのようなご利用をしているのだろう。

(道路課副参事) 回数多い方につきましては、通院、買い物等で使っておりまして、やはり足が不自由とか交通の機関がないとか、そういった理由でデマンド交通を使っているとのことでした。

(秋谷) タクシータイプだから、利用したくて使えなかったという話は出ていないですね。要は登録したのに利用できなかったというふうな話は出ていないですね。それは確認。

(道路課副参事) 利用に関しては、タクシー5社で対応しておりますので、どこも使えなかったということは今のところ聞いておりません。

(秋谷) いや、本当どう思われますか。課として、すごく利用の多い方はやむを得ないものなのではないでしょうか、どうなのだろう。自由に使えるものだから、それは便利で使っていただくのはいいのかもしれないけれども、ご意見というか、ご感想というか、課として何か思われていることがあればちょっとお聞きしたいのだけれども。

(道路課副参事) 今やっぱり回数の多い方、当然登録しても一回も利用していない方も多くおります。その中で、一部の方が多く使って、そこで補助金がかかり出してしまうということで、回数制限ということも今検討を始めておりますが、なかなか事務処理上とか、あと本人の回数の管理とか難しい面もございますので、今後もう少し検討させていただいて、

12月、最終的に検証終わってから判断をさせてもらいたいと思います。

（秋谷）うちの委員会で言っている手前、余りあれこれ言いづらいところもあるのだけれども、こちら側が言っていることだから。

29ページの東口のエスカレーターの件でお伺いしたいのですけれども、私の認識だと、あそこの自由通路というものは当然24時間フルオープンで、いつでも利用できるものではないですか。それで、西口のほうのエレベーターは利用時間の制限しているのかしていないのか、ちょっとわからないけれども、基本的に常にあそこは使えているのだらうと、西口のエレベーター。それに引きかえ、東口のエスカレーターは深夜はとめているのかな、ちょっとそこを確認したいのだけれども、とめていると思うのだけれども、確認。

（都市計画課長）自由通路ですので、24時間通行可能ですので、東口のエスカレーターも西口のエレベーター、あと当然北鴻巣についても稼働はしてございます。済みません、最近知ったのですけれども、自分は全部3駅とも24時間動いているものだと思ったのですけれども、ちょっと吹上のいわゆるエレベーターが、今ちょうど改修工事をしておりまして、その関係で終電終わってから実際作業をやるので、自分は動いていたつもりだったのですけれども、吹上駅だけがスイッチで、いわゆる連続運転とタイマーというのがあって、たまたまタイマーになっていたのですけれども、今現在は24時間動かしていますので。

東口のエスカレーターにつきましては、今は連続で運転をしているのですけれども、以前は夜間と例えばある一定の時間が来ないと自然にとまって、センサーがついていて、そのセンサーが察知するとまた動き出すと。ですので、遠目から見ていると動いていないというふうなことを思われるかなと思いますが、実際センサーを過ぎれば動き出すというようなタイプでしたので、いわゆる24時間は動かしております。

（秋谷）エレベーターもエスカレーターも機械物ですから、どっちがいかかわからない、要は24時間動く通電の状態のほうが維持するのに適しているのか、それともタイマー的に、普通に考えて夜の1時、朝の5時、この4時間ぐらひは逆に通電をとめたほうがいいのかという、そういう

部分みたいのはメーカーとして何か見解を持っていますか、機種メーカーが。

(都市計画課長) 今、今回東口でエスカレーターの修繕をちょっとお願いした関係もありまして、ことしのちょうど夏ぐらいに1回、3日間ぐらいちょっととまったことがありました。それまではとまっても上る方が悪いとかというのではなくて、いわゆる安全装置が働いて、駆け上ったときにとまってしまったりとか、そういうのは何回かあったのです。それはちょっとたび重なることがありまして、1回24時間、ずっと運転しっ放しというか、その状況で今に至っております。

それだからといって、電気料が大幅に上がったかどうかというのも一応確認はしているのですけれども、ただ自由通路でお金の請求が来るので、エレベーター、エスカレーターに限ってではないのですけれども、そんなに大きい反動はないので、今のところ24時間で動かしております。それを動かすに当たって、今の保守点検業者にちょっと確認はしたのです。要は24時間動かしていいのだから、間欠のほうがどっちがいいのだからというので、一長一短あるようで、やっぱりとまると、人間もそうでしょうけれども、ずっと動いているのだったら動いていて、急にとまって走り出すと、やっぱり負担がかかると同じように、そういうことも考えられますと、負担がかかりますということも考えられます。

昨日、議会の質問の中で、上下が交互にできますかという、それについても業者のほうに確認したのですけれども、ずっとそういう形で動かしていれば、それなりに動くのでしょうけれども、鴻巣市の場合にずっと上りで、もう何十年も上りでしていたりとか限っていると、やっぱり下りにしたときはちょっとふぐあいとか、そういうのが起こる可能性は懸念されますということは言われているので、一長一短はあると思うのです。当然電気がかからないわけですから、電気料はかかりません。かといって、では間欠のほうがいいかといえ、先ほどの急にとまったり動いたりという繰り返しをしていると、やっぱり機械に負担がかかったりとかもありますし、動かしていると動かしているなりに、やっぱりグリースとかオイルとかが潤滑していくのにどうしても消耗が早いとかと

というのはあるのです。トータル面で聞きましたら、さほど動かしていても動かさなくても経費的には余り変わらないようなことは機械に関しては言われました。ただ、人目からすると、夜中に誰もいないのに動いているというのもあるので、今回直す、お金を使って、終わった段階ではまた間欠式に戻して、また様子を見てもいいのかなというふうには思っております。

以上です。

(加藤) それでは、まずは21ページ、デマンドの実証運行の補助金、利用がなされている、当初の目的どおり、やっぱり高齢者とか交通弱者の方が非常に利便性のよさを感じてご利用いただいているのだなというふうに実感しておりますが、これだけ利用があるものですから、補助金についてタクシーの事業者さんが補助金をいただくために請求してくるわけです。そこがちゃんと合理的に、正確に請求していくための仕組みとか、それどんなふうになっているのか、ちょっと念のため確認させてください。

(道路課副参事) 補助金のほうにつきましては、タクシー会社のほうから実績報告書というものを上げていただきます。こちらにつきましては、現在デマンド交通の管理システムのほうを入れておりまして、そちらから吐き出したデータをもとに上げてもらっております。金額については、市のほうでチェックをいたしまして、疑義があるものについては照会をかけて確認をとっています。その上で、補助金額を確定しまして支払いといった流れになっております。

(加藤) 今管理システムがあるのだということも教えていただきました。その管理システムというのは、こちらのほうでというのは各タクシー事業者さんで設置されているのか、あるいはまた市とウェブ型でつながっているようなものなのか、ちょっとイメージを教えてください。

(道路課副参事) こちらのシステムはインターネットを経由したものでして、オンラインでつながった形になりまして、タクシー会社と市役所と同じものが見れる形になります。登録者の情報とか、あとは受け付けによりまして、どこからどこまで行ったというのが全部記録されるよう

になっております。

(加藤) ということは、市役所のほうでも誰さんがどれだけ利用したというのがある意味集計作業が簡単行えるし、Aさんがどこからどこというのがわかって、分析しやすい仕組みがとられているということで、それに基づいて正確に補助金の請求行為がなされているということですのでよろしいですね。

(道路課副参事) そのとおりでございます。

(加藤) それでは、次に行きます。

ページでいいますと29ページです。中段です。橋梁工事です。これ1億かかります。赤見台1丁目の件だと思えますけれども、一見してかかるのだなというのが率直な感想なのです。しかも、橋を守るための、橋に入る前にちょっとひっかかるというか、高い車が来てひっかかると、そこでぶつかって、橋本体に行く前に、ああ、ひっかかったなと気づいて、そこでブレーキかかるのだと思います。それが橋の両側にあると思うのですけれども、それでも1億かかるのだという認識なのです。これやっぱり1億かかるというのはどんな感じで、実はここが高いのですわというのがあれば、ざっくりとで結構ですので、ご説明いただければと思います。

(道路課副参事) 対象となる工事につきましては、委員さんのおっしゃる赤見台歩道橋を予定しております。そちらのほう、現在のところ橋を守るための門工と申しますが、そちらのところがついていない状況です。あちらのところ、桁の高さが2.7メートルと若干通常の建築限界からすると低い形でできた橋の構造となっております。今回、門工のほうも追加してつけさせていただきたいというふうに考えております。今までついていなかったもの、そちらのほうを追加して橋の橋桁に車両がぶつからないようにする門工、鉄の門になりますが、そちらのほうも今回の工事につけさせていただく計画でおります。

あと1つ、主立ったものの工事費ということでお話しいただきましたが、金額にしまして、やはり大きくしょってくるのが塗装になります。塗装の塗りかえ、こちらのほうで塗り、剥がし、両方ともになりますが、お

およそ4,000万近く、結構なボリュームとなっております。これは面積がかなりありまして、960平米ほど塗りかえの面積がございます。こちらのところが一番金額がしょっている内容です。そのほか塗りかえるための足場を組む、また箱桁の中の一部を補修する、そういったものの足場工というので約1,000万円弱かかることになっております。一番やはりこちらの歩道橋、箱桁橋といいまして、損耗としましては桁に車両がぶつかった経緯があることから、箱桁のほうが若干のゆがみ等が発生している状況なので、メインについては箱桁の修繕になりますが、金額的にはそんなにしょっていないのが現状でございます。

（加藤）橋があるではないですか。橋があって、その入るところ、こちらのほう、それが門工というのでしたか、これ自体は1つ幾らぐらいするのですか、もう一回ちょっと。

（道路課副参事）今現在考えている門工は、基礎を打って、鋼製の柱を立てて両側を結ぶような、幅にして10メートルから11メートル程度の幅のものを2カ所両側からの入り側になります、そちらの2カ所考えております。2カ所分としまして約900万程度です。

（加藤）900万掛ける2ではなくて両方で900万。片方幾らというわけではないと思うのだけれども、両方で900万。わかりました。

いいです。以上です。

（阿部）今加藤委員が門工のことについて話したけれども、門工というのは坂の勾配によって若干の相違が出てくるので、というのは、車は前輪と後輪があって、勾配をおりたところから今度平らな部分に入るときは車高が高くなってしまいますのです。そういったことも全て含めて設計を当然するのだろうと思うのだけれども、門工をくぐりました、本体にぶつけました、たかが何センチかの差でということだってなきにしもあらずだから、その辺はよくよくやってほしいなと思う。これは要望だけ。

1点だけ質問、21ページ、デマンド実証運行とはいえ、同じ登録者が同じ場所から同じ目的地に行くのに1人しか今現在乗せないことになっているけれども、その理由は何だったのですか。

（道路課副参事）現在は家族の中で同じ住所であって、同じ目的地であ

れば同乗できるような形、もしくは1人で乗りおりできないとか、介助が必要な場合は介助者を1人つけるというルールになっております。当市の当初のデマンド交通導入の目的が、高齢者や障がい者の交通弱者の方の日常生活の移動支援ということを目的としておりますので、乗り合わせでどこか買い物に行くとか、そういったことではなくて、通院や買い物に最低限の利用という形で導入のほうをしております。

(阿部) 聞いた話によると、登録者が隣のうちだから当然住所は違うのです。だけれども、2人で同じ病院に行くというときに乗せてもらえなかったという話があるのだけれども、本来の目的から逸脱しているのではないかなというふうに、私はそう思った。だから、本当に1人しか乗せない、同じ住所なら乗せると言ったけれども、それは夫婦のことだろう。

(はいの声あり)

(阿部) だから、隣のうちの奥さんとそのうちの、当然2人は登録してあるのだけれども、片方のうちの人が今回申し込みをして、それと一緒にいこうということでやったところが乗せてもらえなかったという話を聞いたことがある。本来の目的とはちょっと逸脱しているのではないかなというふうに思ったのだけれども、さっき言ったとおり、住所が違ってだめですよということに、もう当初からそういう計画だったと。だけれども、それというのは余りにも冷たいと思わないか。その辺の配慮というのもやっぱり来年の3月まで実証運行続くのだけれども、その辺はちょっと今現在から変更することも考えたほうがいいのかないかなというふうに思います。その辺についてはどうだろう。

(道路課副参事) 現在委員のおっしゃったとおり、住所が違う方で登録者同士の場合は通常のタクシー料金で利用していただくという形をとっているのですが、確かに一緒に乗れば当然補助金のほうも少なくなるという形にはなりますけれども、あくまでも通院等の目的ということにしておりますので、なかなか皆さんが集まって病院に行くという機会も少ないかなとも思うのですけれども、今後につきましては、そういった要望が多いようであれば、また検討のほうはしていきたいと思っております。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第125号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時40分)



(開議 午後3時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

13公園の要望、苦情件数の表を配付しましたので、よろしく願いいたします。

次に、議案第127号 平成30年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(頓所) 9ページのところなのですが、前年度の剰余金の確定ということで、具体的な滞った事業というのは何だったのですか。滞ったというのは事業の進捗状況というか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）補助金の関係で補助金が返ってこなかったぶりの工事費だとか補償費ができなかった部分がございます。

（頓所）それによって、おくれてしまったこととかということはなかったのかどうか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）多少の想定よりも補助金が少なかった部分がございますので、工事なんかで予定していた部分が削減されてしまったところもございますけれども、来年度につきましてはそういった部分をもう少しただけるような方法として額を十分考えながら補助の申請をさせていただくような形で進めさせていただきたいと思います。

（頓所）続きまして、北新宿第二土地区画整理事業の中の水道工事の負担金なのですけれども、施工方法の見直しが行われたということなのですが、具体的にどのように方法が変わったのかお伺いします。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）水道課より発生土埋め戻しでは施工後、沈下を招くことがあるということで、砕石路盤材埋め戻しに変更した形をとったものが見直しとなっております。

以上です。

（秋谷）素人考えながらにちょっとお伺いしたいのですが、予備費に6,000万から積み上げているわけですけれども、今年度の事業としてこのお金を使って何か進められるものというのは想定できなかったのでしょうか、この補正上げるまでに。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）今年度につきましては、補助を要望した額にほぼ近い額が来ていたものですから、それを進めさせていただいているような状況なのですけれども、今後保留地なんかの数がどうしても今回仮換地指定を全域進めていくような形をとっているわけですけれども、そちらにつきましてはやはり下水だとか水道だとかの工事をしてからではないと、道路網が完備されて初めて保留地を販売したいとかというのができるのですが、この予備費というのを少なくしてしまうことによって、なかなかそういった保留地なんかの販売が

できなくなってしまうときに、何もできなくなってしまうというおそれがありますので、ある程度の額を繰越金としてとといいますか、予備費として残しておく必要があるという観点から、このままの状況で今回はさせていただきます。

（阿部）9ページの水道工事負担金の一環で、さっき埋め戻しの要するに材料が掘った材料ではなくてほかのものを使ったということでしたよね。結局何ゆえそういうことになったのか、埋め戻しに掘った材料を使うのではなくて、出た残土を使うのではなくて、ほかの材料を使ったというのはわけがあるはずで、どういうわけでそうなったのか。

（建設部参事兼水道課長）当初設計の中で阿部委員さんおっしゃるように、最初発生土の埋め戻しというところで考えていたのですけれども、水道工事が終わった後に道路築造なり他工事が入ってきたときに、車両が水道の掘り山の上を走るといった中で、工事車両のタイヤ等が埋まってしまうとか、水道工事の箇所の上を走れないという中で、では路盤材を購入して砂利等を入れて工事車両等が通れるようにというところで、発生土埋め戻しだったものを砕石等の埋め戻し材にかえたことで金額のほうが上がってしまったということになります。

（阿部）それはそれでわかりました。

では、関連してなのだけれども、きのう私質問しました。ここの場合は極めて地盤が悪いということで、当然関連だから質問するのだけれども、今からかなり前に調整池つくりましたよね。あのときに、たしか地盤改良を相当したはずだ、そのように伺っている。地盤改良したときのその材料はどこへ持ち込んで、幾らぐらいかかったのだろう。たしか今回議案にも出ているから、議案第96号で。

（下水道課長）地盤改良、1号から4号のときも私ちょうど担当はしていなかったのですけれども、しております。その地盤改良で出た土はどこに置いたかというご質問なのですけれども、その土は一度今池の真ん中に公園予定地がありまして、そここのところに地盤改良で出た土をストックしました。その後、ストックした土は大間の公園予定地になっているところの堤防の材料として使っております。金額については、詳しい

資料はちょっと今ないのでわからないのですけれども。

(阿部) 当然何立米ぐらいで出たかわからないよね。

(下水道課長) 詳しくはちょっとわからないのですけれども、万単位の立米数なので、何万とかという立米数になります。

(阿部) たしかその当時も地盤改良材は産廃扱いになっていなかったっけ。

(下水道課長) 一応産廃という扱いではなく、再利用できる土という考え方でいました。処分せずにその場所にとどめたということであります。

(阿部) 私がいろいろ資料を取り寄せて読んだ限りには、やはり改良残土は産廃扱いだというふうに私は解釈しているのだけれども、では産廃ではないとしたら、今回の議案第96号にあった残土は当然埋め戻しする気ならできたのではないのかなというふうに思うのだけれども、どうなのだろう。

(ちょっと休憩しての声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時12分)



(開議 午後3時21分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第127号 平成30年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時22分）



（開議 午後3時23分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第129号 平成30年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第2号）について執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（橋本）1点、本会議でも出ていました広域化のことをちょっとお聞きしたいのですが、第9ブロックという名がありましたけれども、第9ブロックというのはどの地域なのでしょうか。

（建設部参事兼水道課長）埼玉県で今広域化のほうを進めている中で、県内の事業体を12ブロックに分けて、鴻巣市においては第9ブロックというふうになっているのですが、構成は上尾市さん、それと桶川北本水道企業団さん、それと伊奈町、そして鴻巣市と4つの事業体となっております。

（橋本）これ打ち合わせとかそういう話はもうやっているところなのですか。

（建設部参事兼水道課長）広域化については、埼玉県が主催で年に2回程度やっておりまして、そのほか第9ブロックの中で、今アセットマネジメント、それと資材等の共同購入ができるかどうかというのは専門部会というのを立ち上げまして、年に数回会議のほうを開いて調整してい

るところでございます。以上です。

（頓所） 2 ページの債務負担行為なのですけれども、水質及び保菌検査業務委託があります。この委託先はどんな会社ですか。

（建設部参事兼水道課長）今年度、平成30年度につきましては、一般競争入札でやっております、業者さんにつきましては株式会社総合環境分析埼玉営業所が請け負っております。

ちなみに、平成29年度、前年度につきましては、内藤環境管理株式会社というところがやはり一般競争入札で落札しております。

（秋谷）せっかく都市整備部の方がお待ちですから、11ページの東口駅通り地区の加入金についてちょっと伺いますけれども、住宅と、あと店舗分ということですが、件数と、あともともとこちらに居住されていたというか、要は権利者の方々でもう既に水道をその当時引いていた方というのは再度払うものなのかどうなのかというのをちょっと教えていただきたいのですけれども。

（建設部参事兼水道課長）今回東口駅通り再開発の関係の住宅及び店舗棟でございますが、全体で216件のお申し込みになります。加入金にしますと4,762万8,000円という実際にはかかる金額なのですが、もともと以前店舗、それから住居等で使用していたものというのが既に加入金のほうはもう納めていただいているとあった中で、それが51件分ございます。金額にしますと898万5,600円ございまして、差し引きが3,864万2,400円、この金額をお支払いいただくような形になります。

（委員長） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時31分）



（開議 午後3時32分）

（委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（秋谷） そうすると、私はよくわからないので聞くのだけれども、今3,800云々という金額が出たけれども、ここに出ている加入金との差はどういうことになっているのかな。

（建設部参事兼水道課長） 申しわけありません、言葉足らずで。

東口再開発分ということで先ほどお話しさせていただきましたのは3,800万程度、そのほかに今大口使用者さんが工場の拡張をやるということで、その辺のお話もいただいている中で、その分が約270万程度、それとあと通常の申し込み分が4月から9月までの分を今後半年分ということで計算した中で、全体では今予測しているのは1億2,930万程度の加入金収入があるかなというふうに見込んでおります。そうしますと、当初の予算が1億1,250万程度ございますので、差し引きまして1,677万2,000円を今回加入金の収入として補正させていただくものでございます。

(秋谷) わかりました。

それでは、恒例の次亜塩素酸でちょっとお伺いしたいことがありまして、2ページの債務負担の話で、次亜塩素酸ナトリウム、改めてお伺いしたいのは、入れると入れないで水質にどういう変化があるのでしたか。

(建設部参事兼水道課長) 水道法の中で当然残留塩素が幾つ以上出なければならぬといった中で、今水道法なんかでも消毒の薬剤として次亜塩素酸ナトリウムなどをみたいな、そういう書き方をされているのです。次亜塩素酸ナトリウムで消毒なりをした中で殺菌効果があるという、それで次亜塩素酸ナトリウムを使うようにしております。最終的には残留塩素が幾つ、水道法で定められた基準以上出ているというのを目標に今やっております。

(秋谷) ちょっと素朴な疑問として、例えば鴻巣あたりは県水の水と井戸水を使って酸性度で言ったら、トータルで見た場合、そんなに高くはないのかなと。河川の河口部というのかな、下のほうに行くと、逆に地下水は地盤沈下の関係とかでくみ上げられないから、ほとんどがそういうpHの高いというか、酸性の高いものだから、次亜塩素酸というのは河口部へ行けば行くほど高く投入するものなのかしら。

(建設部参事兼水道課長) 今、表流水と言われている河川の水につきましては、埼玉県企業局でやられている県の浄水場につきましては、要するにかなりきれいな水までできるという、そういう高度浄水処理をやっている中で、塩素も確かに注入はしております。

済みません、ちょっと休憩……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 3 5 分)



(開議 午後 3 時 3 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(建設部参事兼水道課長) 申しわけありません。次亜の投入量につきましては、今先ほどお話ししました高度浄水処理というのがかなり発達している中で、河口部であろうとも、例えば上流であっても、ある程度ろ過装置という高度浄水処理の中でやっておりますので、投入量というのはさほど変わらないと聞いております。

(秋谷) あとは毎年毎年、次亜塩素酸を年度またぎで4月1日から始めるのにやって、毎年12月に出るわけだけれども、使う量というのは毎年毎年定量なのですか。要は使うときもあれば使わないときもあったり、限度額の中でおさめればいい話だから、その中でやっていることなのだろうけれども、そのあたりの推移というのは変わるものなのですか。

(建設部参事兼水道課長) 次亜の投入というか、注入量というのは毎年そうは変わらないです。次亜の保管というのが室温20度の常に一定を保って保管しているのですけれども、20日ぐらいを過ぎますと、たとえ一定の温度で保っていても劣化というのはどうしても生じてしまうといった中で、大体20日をめどに今購入してストックしておくような、そんな形をとっておりますので、どうしても年度内、3月までに契約して業者さんを決めておかないと、例えば3月31日に納入させていただいたとしても、4月には今度は4月の20日過ぎると、やっぱり劣化が顕著に出してしまいますから、4月中には買わなくてはならない。毎年大変申しわけないですけれども、債務負担を起こさせていただいている状態でございます。

(秋谷) あと次亜塩素酸、本当に素人だから教えてもらうのですけれども、これはロボットではないけれども、AIというか、コンピューター制御で自動的にちゃんと計数はかって入れているものなのですか。まさ

か人間が目分量で入れてはいないと思うのですけれども、要は体内に入るものだから、逆によっぽど厳密な計算と計量のもとでしっかりと投入していただかなければいけない、どういうふうに投入するものなのか。

（水道課副参事）注入の方法について、ちょっとご説明いたしますけれども、主に地下水のほうに次亜塩素酸を注入いたしますけれども、注入の方法としては、専用の注入器がございまして、それが例えば地下水をくみ上げた量に対してある意味割合で注入量が既にもう設定してありますので、ですからそれに基づいて注入するというような、そういう設定器具で既にもう設定してあるような状態で注入してやるということです、多くも入らなければ少なくともないというような、そういう機器になっております。

（秋谷）そうすると、市内で例えば井戸を引き揚げているところがあるではないですか。例えば引き揚げた水はいつとき出さないような状態になって、それで次亜を入れてしっかり攪拌された上で初めてここが開栓するのですか、そういうような井戸水を送るシステムになっているのですか。

（水道課副参事）地下水の浄水場の仕組みといたしますのは、井戸がありまして、井戸は導水管という管を通ってきまして、浄水場の着水池というところに一旦ちょっと入るのですけれども、入ったところで堰がございまして、満杯になって滝として落ちるような状態のところに次亜塩素酸ナトリウム、それを定量、一定の割合で落とし込むというような、そういう形で拡散するような形で次亜のほうを注入しております。

（建設部参事兼水道課長）ちょっと補足なのですけれども、浄水場の中に先ほど副参事が言ったように配水池ではないのですけれども、着水井という配水池みたいなのがございまして、そこに地下水が入ったところ、その流れる量に応じて、その配水池の中に次亜を投入して、そこでうまく次亜とまざり合うという仕組みになっています。

（秋谷）わかったようなわからないようなところがあるのですけれども、それによって今阿部委員が言っていたけれども、濃度の問題的な部分と

いうのは心配要らないものなののでしょうか。しっかり全部ちゃんと入れたものが融解して、きれいに流れるものなのですか。

(建設部参事兼水道課長) その辺もやはり最終的に浄水場から出口のところで残留塩素計なりがついていきますから、その時点ではかったときに、例えばですけれども、残留塩素が少ないとなれば、当然のことながら添加量はふえるという形になっております。適正に浄水場の出口の残留塩素、また管末の残留塩素というのを管理した中で、一定の残留塩素が出ているというのを管理しています。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第129号 平成30年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後3時44分)